

普通預金

【令和5年2月15日現在】

1. 商品名	・普通預金
2. 販売対象	・制限はありません
3. 期間	・期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。なお、平成28年1月1日以降、支払われる利息より地方税5%の特別徴収は行いません。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください） ・最後の預入れ・払戻し等によるお取引から2年以上、一度もお取引がなく、残高10,000円未満の口座については、未利用口座管理手数料を徴求します（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）
9. 付加できる特約事項	・個人のもの「総合口座」の取扱いができます （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・個人のもの「マル優」の取扱いができます
10. 中途解約時の取扱い	_____
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「お客さま相談室（8時45分～17時、電話：0120-160-088）」にお申し出ください。 紛争解決措置 群馬弁護士会（電話：027-234-9321）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「お客さま相談室」または「関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）」、「全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）」にお申し出ください。なお、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます ・預金保険制度の付保対象預金です。決済用預金以外の普通預金は定期預金等と合算して一金融機関お一人当たり1,000万円までとその利息が保護の対象となります